⑾　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条の２第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑿　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して撮影したもの。

イ　精神保健福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　精神保健福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹、⑺又は⑻に該当する者が提出する書類　社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑼、⑽、⑾又は⑿に該当する者が提出する書類　社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　５に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　インターネットにより受験申し込みをする場合は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和８年９月３日（木曜日）９時30分から令和８年10月２日（金曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和８年10月２日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、24,300円とする。ただし、第29回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は21,720円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は20,460円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方

次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の６科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては２科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム

②　社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度

③　地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉

④　ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

⑤　高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

⑥　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和９年３月９日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和９年３月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和９年３月31日（水曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求

インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。